

令和3年3月17日制定

三井住友建設株式会社
「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、更にもっと子育てに関われるよう支援するため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

2021年4月1日～2023年3月31日（2年間）

2. 内容

【目標1】

計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員：計画期間中に80%以上取得すること。

〈取組内容〉

- 2021年4月～ 育児休業取得対象者、その上司宛に育児休業取得推奨のメールを送信する。
- 2021年4月～ 育児休業取得者に対する相談の受付。
- 2021年4月～ 人事部ポータルサイトの「両立支援のひろば」のページの内容充実を図り、制度内容の周知・制度利用を推進する。

【目標2】

社員（管理監督者除く）の1年間における月平均の時間外・休日労働時間数を60時間未満とする。

〈取組内容〉

- 2021年4月～ 社員の時間外・休日労働時間数をモニタリングする。
- 2021年4月～ 時短ガイドラインに基づいて、各部署にて時間外・休日労働時間数を月平均60時間未満とする施策を検討し、展開する。
- 2021年7月～ 時間外・休日労働時間数の月平均時間が60時間以上となっている社員について原因分析と個別フォローを実施する。

【目標3】

全社員の年次有給休暇の平均取得率を50%以上とする。

〈取組内容〉

- 2021年4月～ 労働組合と協定の上、年次有給休暇の計画的付与を実施する。
- 2021年4月～ 全社員に年次有給休暇の取得促進を啓発する。
- 2021年4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を作成する。
- 2021年4月～ 全社員の年次有給休暇の取得状況を把握、周知する（10日毎）。

以上